平成２２年（フ）第８７２号
さいたま市北区別所町115番地７　須賀コーポ102号
債務者　佐々木寿幸
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２８４号
埼玉県春日部市一ノ割１丁目20番23号　コーポヒカリ101
債務者　楠田　俊雄
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２８６号
埼玉県越谷市大字上間久里384番地１　田川コーポ201
債務者　鈴木　啓悦
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２８７号
埼玉県三郷市鷹野５丁目164番地　エスポワール浜島305
債務者　兼平　一城
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２９２号
埼玉県越谷市東越谷10丁目38番地１
債務者　菅原　照子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２９９号
埼玉県越谷市東越谷１丁目13番地６　銀杏マンション106
債務者　和賀　春枝（旧姓笠間）
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第７５号
千葉県東金市極楽寺415番地68
債務者　矢野　　務
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第７９５７号
大阪市住之江区安立２丁目７番２号　宝楽トレジャー305号
債務者　大野　　正
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９７１号
大阪市西区北堀江２丁目３番13―305号
債務者　藤崎洋子こと　北木　里海
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７２９号
大阪市東住吉区鷹合１丁目２番13号　バードビル301号
債務者　松嶋　貴生
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５６６号
大阪市住之江区新北島４丁目１番２―1115号
債務者　佐々木由美
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６１７号
大阪市平野区長吉長原西４丁目１番３―203号
債務者　金大建設こと金谷大助こと　金　　大助
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６２２号
大阪市城東区成育４丁目25番15号
債務者　佐々木　久
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６３９号
大阪市平野区背戸口３丁目１番14―105号
債務者　大内田　学
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６７４号
大阪市天王寺区上汐３丁目６番３―910号
債務者　逸﨑　　清
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８４４号
大阪市平野区平野東４丁目４番33―502号
債務者　西岡　里美
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８５３号
大阪市旭区高殿２丁目18番27―104号
債務者　八田　恭直
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部